

様式第二号の八 (第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 元年 6月18日

滋賀県知事 殿

提出者

住所 大阪府大阪市中央区船越町2-4-12

氏名 株式会社NIPPO 関西支店 執行役員 支店長 松本 勝也
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6942-6125

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社NIPPO 関西支店
事業場の所在地	大阪府大阪市中央区船越町2-4-12
計画期間	平成31年4月1日～令和 2年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	D06 (総合工事業)
②事業の規模	25、100万円 (大津市を除く滋賀県内)
③従業員数	1,591人 (全社)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ○汚泥 処理業者 (脱水・固形化等) へ委託 (再生資源化) ○ がれき類 処理業者 (破碎) へ委託 (再生砕石として再資源化) ○ガラス・陶磁器くず 中間処理業者 (破碎) へ委託 (再生資源化) ○廃プラスチック 中間処理業者 (破碎・圧縮・溶融) へ委託 (再生資源化) ○木くず 処理業者 (破碎) へ委託 (チップ材として再生資源化) ○金属くず 中間処理業者 (破碎・圧縮) へ委託 (再生資源化) ○建設系混合廃棄物 (安定型・管理型) 処理業者 (選別・破碎) へ委託 (再生資源化)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 別紙①のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(平成30年度)実績】 別紙②の通り		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 再資源化できるものは、再資源化処理業者に委託した		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 再資源化できるものは、再資源化処理業者に委託する		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、ガラス・陶磁器くず、木くず、廃プラスチック、紙くず等の分別を行い、他の廃棄物が混入しないように保管
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の廃棄物に加え、その他の廃棄物についても混入が無いように分別・保管を実施する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定の取組みは無い		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) 実施する予定の取組みは無い			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施した取組みは無い		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定の取組みは無い		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物は、再資源化可能な産業廃棄物処理業者に委託した		

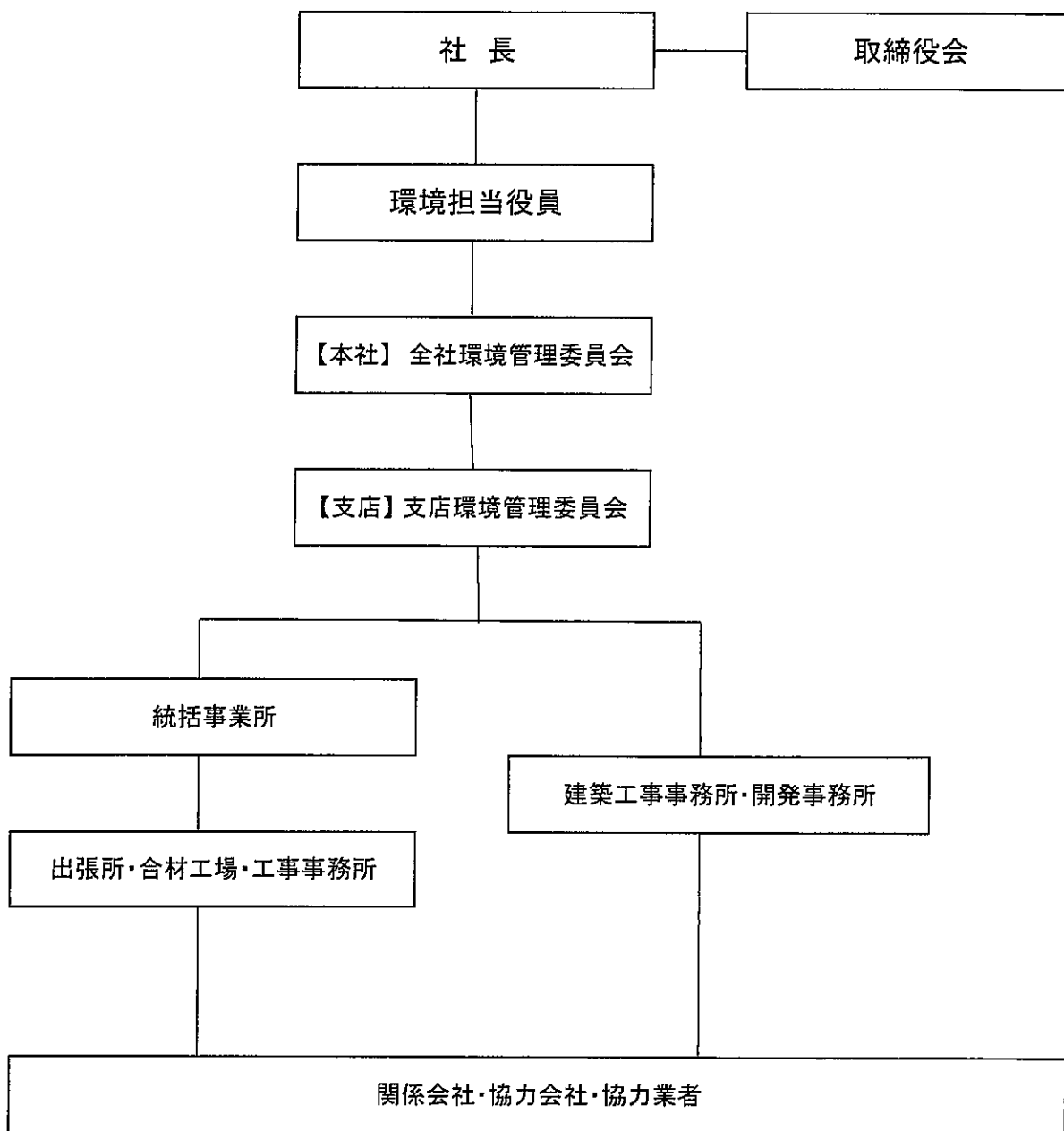
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物は、再資源化可能な産業廃棄物処理業者に委託する	
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

管理体制図



別紙2)

産業廃棄物の種類 取扱い計画	汚泥		原フラッシュ		水へす		ガラス、コンクリート、陶 磁器くず		ガラス、コンクリート、陶 磁器くず(石粉含有物)		がれき(コンクリート破片)		がれき(アパルト銀行)		がれき(その他がれ き)		建築系廃棄物 (安形物)		建築系廃棄物 (安形物)		水処理用高品位産業廃棄物	
	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	10,000 t	5,000 t	10,125 t	5,000 t	20,550 t	5,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	1,950 t	0,000 t	7,000 t	0,000 t	1163,690 t	250,000 t	463,989 t	1,500,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	1,000 t
これまでに実施した取組	O工事による産業廃棄物の発生の特効は、排出量を抑制した施工計画の推進を図った。OH面以上の産業廃棄物の発生を抑制するよう施工機材を減らし、現場へ戻した。																					
今後実施する予定の取組	O工場の取り組んでいる活動を維持し、さらに強化する。																					
自が行う産業廃棄物の発生利用に関する事項	自が行う産業廃棄物の発生利用に関する事項																					
自が再生利用を行った(行方)産業廃棄物の量	-																					
これまでに実施した取組	-																					
今後実施する予定の取組	-																					
自が行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	自が行う産業廃棄物の中間処理に関する事項																					
自から回収を行った(行方)産業廃棄物の量	-																					
自から中間処理に分別搬入した(行方)産業廃棄物の量	-																					
これまでに実施した取組	-																					
今後実施する予定の取組	-																					
自が行う産業廃棄物の回収処分又は再 処理処分に関する事項	自が行う産業廃棄物の回収処分又は再 処理処分に関する事項																					
自から回収した(行方)産業廃棄物の量	-																					
これまでに実施した取組	-																					
今後実施する予定の取組	-																					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項																					
委託処理量	10,000 t	5,000 t	10,125 t	5,000 t	20,550 t	5,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	1,950 t	0,000 t	7,000 t	0,000 t	1163,690 t	250,000 t	463,989 t	1,500,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	1,000 t	
委託処理業者への処理委託量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t
再生利用業者への処理委託量	10,000 t	5,000 t	10,125 t	5,000 t	20,550 t	5,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	1,950 t	0,000 t	7,000 t	0,000 t	1163,690 t	250,000 t	463,989 t	1,500,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	1,000 t	
認定回収業者への処理委託量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t
認定回収業者以外の回収 を行った業者への処理委託量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t
これまでに実施した取組	再生利用(素材再生、リサイクル)処理業者を選定し、委託業務等関係法令を遵守した上で確認した処理業者に委託した。																					
今後実施する予定の取組	上記に加え、出来るだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について定期的に現地確認を実施する。																					